

奈良県税過誤納金還付請求権譲渡通知書

奈良県

税事務所長 殿

平成 年 月 日

譲渡人（納税義務者又は特別徴収義務者）

住所（所在地）

捨印

氏名（名称及び代表者）

印

電話番号（ ） —

私（当社）が有する下記の過誤納金（還付金）の還付請求権は、平成 年 月 日に次の譲受人へ譲渡したので通知する。

なお、この通知書の有効期限は、この通知書が貴職に受理された日から起算して6月を経過する日までとする。

譲受人

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

電話番号（ ） —

記

課税年度	平成 年度課税	過誤納金（還付金）の発生年月日及び発生日	平成 年 月 日
税 目			
実績・種別・期別			
譲受人の過誤納金（還付金）振込先口座（口座振込により受領される場合）			
金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合		
支店名	本店・支店・出張所		
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人名 （カタカナで記入してください。）			

（ゆうちょ銀行は他行からの振込用の店名・口座番号を記入してください。）

注意事項

- 譲渡人又は譲受人が法人の場合は、代表者名も必ず記入してください。
- 譲渡人の印鑑は、印鑑登録印（実印、法人の場合は代表者印）を使用し、発行から6ヶ月以内の印鑑登録証明書（写し可）を添付してください。なお、譲渡人が通知書を直接県税事務所に持参して提出する場合は、前記に代えて自署のうえ、認印の押印でも構いません。この場合は、提出時に本人確認ができる運転免許証等の呈示が必要です。
- 譲渡人の住所を変更されている場合は、住民票等（写し可）の住所変更を確認できる書類が必要です。
- この通知書は、過誤納金（還付金）の発生年月日の属する月の翌月5日（県税事務所が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに提出（郵送の場合は必着）してください。この日を過ぎて提出（送達）された場合は受理できません。
- この通知書を提出された場合であっても、譲渡人に、有効に譲渡がなされた時以前の徴収金に未納がある場合は、地方税法第17条の2の規定により当該未納の徴収金に充当し、過誤納金（還付金）額が変わる場合や譲受人に還付されない場合があります。また、有効に譲渡がなされた時に譲受人の徴収金に未納がある場合は、当該未納の徴収金に充当することがあります。
- この通知書により紛争が生じた場合は、譲渡人と譲受人の間で解決するものとし、奈良県には何らの負担をかけるものとしません。
- 奈良県は必要と認める場合は、この通知書に係る過誤納金（還付金）の還付請求権の譲渡・譲受の内容に関して調査し、内容に疑義がある場合はこの通知書の受理を取り消し、譲渡人に返還します。
- この通知書を受理した日から起算して6月を経過した場合は、この通知書は無効とします。

提出者	<input type="checkbox"/> 譲渡人 <input type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 代理人（氏名）
	<input type="checkbox"/> 譲渡人確認 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 健康保険証
	<input type="checkbox"/> その他の身分証明書等（ ）